

こども家庭庁  
デジタル社会の実現に向けた中長期計画

令和7年4月1日

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 目次

1.	基本事項.....	1
(1)	目的 .....	1
(2)	現状と課題 .....	1
ア	現状 .....	1
イ	課題 .....	2
(3)	計画目標 .....	2
(4)	計画期間等 .....	3
2.	デジタル社会の実現に向けた主な取組事項 .....	3
(1)	デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備.....	3
(2)	デジタル庁が整備する共通機能の活用の推進.....	3
(3)	実現に向けたプロセスの整備及び推進体制 .....	4
(4)	こども政策 DX の推進に向けた取組の実施 .....	4

## 1. 基本事項

### (1) 目的

本計画は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定。以下、「重点計画」という。）に基づき、重点計画に掲げる取組の実現を図るとともに、こども家庭庁固有の政策や行政サービス、業務の現状及び課題を踏まえ、こども家庭庁におけるデジタル社会の実現に向けた取組の着実な推進を図る観点から、その具体的な取組等について取りまとめるものである。

こども家庭庁では、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども政策 DX を推進し、こどもや子育て中の方々の利便性向上や子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図る取組等を進めているところである。

本計画においては、こども家庭庁が所管する行政サービスに対して利用者視点を心掛け、効率的かつ効果的な情報システムの活用を通じて、当該行政サービス及び関連する事業の業務フロー改善を図ることで、こどもや子育て中の方々、こども政策を担う地方自治体や子育て関連事業者等の全てのこどもに関わる関係者の有用性や利便性の向上及び事務負担等の軽減を目指す。

本計画は、このように、デジタル社会の実現を通じて、このような社会の実現に資することを目的とする。

### (2) 現状と課題

#### ア 現状

こども家庭庁が所管する情報システムの多くは、令和5年4月1日の発足以前にこども・子育て関連の政策を所管していた厚生労働省や内閣府等から事務とあわせて移管を受けたものであるが、発足後に新たに整備・構築することとしている情報システムを含めて18の情報システムが存在している（令7年2月28日現在）。

また、当庁では、こども政策担当大臣をチームリーダーとする「こども政策 DX 推進チーム」を中心に、デジタル技術を活用して、こどもや子育て中の方々の利便性向上と子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図るための取組を進めており、重点計画に記載する取組も含めた「こども政策 DX の推進に向けた取組方針」を定め、組織を挙げてこども政策 DX の推進に取り組んでいる。

なお、こども家庭庁は、発足当初からデジタル庁が運用するガバメントソリューションサービス（以下「GSS」という。）を導入しており、外局を含む全ての職員がGSSの業務端末を用いて業務を行っている。

## イ 課題

こども家庭庁の定員数は510人（令和7年4月1日時点）であるが、こども家庭庁は、令和5年4月1日に発足したため、令和5年度においては、在庁職員の多くが他府省庁、地方自治体からの出向者で構成されている。このため、各情報システムのPJMOに割くことのできる職員数が限定され、担当職員の庁外への異動により体制が不安定になる、などという課題がある。加えて、PJMOに従事する職員の多くは他の業務と兼務しているのが実態であり、情報システムを構築・運用するPJMOの体制は必ずしも十分とは言えない。こども家庭庁が所管する情報システムが直接関係しないこども政策DXの取組を担当する課室においても同様の状況にある。

また、長官官房総務課の情報システム担当においても同じ状況となっており、同担当において実施すべき政府方針と整合が取れるようなプロジェクト推進の支援や、情報システム関係予算の一括計上に係る各種取りまとめ、コスト構造の改善を踏まえたIT投資の最大化など、PMO業務の強化が必要な状況である。

以上のことから、現在の各情報システムのPJMOやPMOの体制を質・量の両面において充実・強化していく必要がある。

また、全ての職員がGSSを最大限に活用することができ、業務の生産性向上や職員のワークライフバランスの確保につながるよう、職員からの問い合わせ対応や利活用方法の共有を引き続き進める必要がある。

### (3) 計画目標

PMOにおいて、ITガバナンス機能を果たすために、こども家庭庁の全ての政府情報システムについて予算要求段階から執行段階（調達前、設計・開発、運用段階）まで一元的なプロジェクト監理を行う。予算要求段階のレビューや調達前の調達仕様書案等の審査を計画的に実施するとともに、設計・開発以降のフェーズにおけるプロジェクト監理を確実に実施していく。加えて、プロジェクト監理やPJMOからの相談等を契機として、PJMOに対して適時必要な支援・助言を実施していく。

さらに、画一的な支援にとどまらず、PMOとしてのガバナンスを発揮するため、重点的な対象に対しては積極的な進捗管理や課題管理を行い、必要に応じた対応を実施する。

その上で、庁全体としてクラウドサービスの利用、情報システム経費の削減、サイバーセキュリティ対策などに取り組むとともに、別紙の工程表に沿

って各情報システムのプロジェクトを着実に進めていく。これらにより、情報システムが安定的・効率的に整備・運用されることを目指す。

本計画の達成のためには PMO 及び PJMO の体制強化や担当職員のスキル向上及び組織全体のデジタルに関する知識、理解、技術の底上げが不可欠である。そのため「こども家庭庁デジタル人材確保・育成計画」に基づき、庁内におけるデジタル人材の確保・育成を進めていく。具体的には以下の取組を進める。

- 毎年度の状況に応じた PMO 及び PJMO の人員体制を確保する。また、民間企業等における IT・セキュリティ関係業務に携わった経験のある者等の中途採用を積極的に検討する。
- 外部の専門事業者等による PMO 業務等の支援を実施及び継続する。またデジタル庁からの政府 DX 推進員やデジタル統括アドバイザーの派遣支援の受け入れを進める。
- デジタル統括アドバイザーや最高情報セキュリティアドバイザー、外部の専門事業者等を講師として、全職員を対象にした情報システム・セキュリティ等に関する研修会を開催する。

#### (4) 計画期間等

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和 6 年 5 月 31 日デジタル社会推進会議幹事会決定）にて、中長期計画の計画期間は 5 ヶ年を基本とするとされていることを受け、本計画の計画期間は令和 7 年度から令和 11 年度とする。なお、本計画で定めた施策の実施状況について適宜把握と評価を行い、計画期間内においても必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

## 2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

### (1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（2022 年 6 月 3 日デジタル臨時行政臨時調査会決定）に基づき、こども家庭庁所管法令等について 7 項目（目視規制、実施監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧縦欄規制）の観点から規制の見直しを行っているが、規制見直し後の制度運用を効果的・効率的に実施する観点等も踏まえ、システム整備について検討及び必要な措置を実施していく。

### (2) デジタル庁が整備する共通機能の活用の推進

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備さ

れるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス等の共通機能の活用を進める。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた業務改革（BPR）を行うとともに、システムのモダン化（最新の技術や設計思想を取り入れて、柔軟性・拡張性・保守性を向上させること）・クラウドネイティブ化（クラウドの特性を最大限に活用し、スケーラビリティや可用性を高めること）、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、システム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムとする検討を進める。

### (3) 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制

本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつ PMO において同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、PMO・PJMO の推進体制の強化を図る。

### (4) こども政策 DX の推進に向けた取組の実施

こども家庭庁の使命である「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども政策 DX 推進チーム」を中心に、「こども政策 DX の推進に向けた取組方針」に基づき、出産から子育てまでの各ステージでシームレスな仕組みを構築する。

この仕組みを構築するにあたり、デジタル化の原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）に則り、地方公共団体や民間事業者と連携・協力しつつ、保護者や現場の負担軽減するため、取組方針を策定し、計画的かつ確実に DX を推進する。